

復歸50周年記念誌
制作業務委託契約書
(案)

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、復帰50周年記念誌の制作に関する業務を甲が乙に委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「復帰50周年記念誌制作に関する仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

（名称等）

第2条 委託する業務の名称及び契約期間は次のとおりとする。

- （1）委託業務の名称 復帰50周年記念誌制作委託業務
- （2）契約期間 契約日から
令和5年2月28日まで

（委託料）

第3条 甲は、前条に定める委託業務につき乙に対し、委託料 円を
支払う。（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円）

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（委託料の支払い方法）

第4条 前条の委託料の支払いは、乙が制作物を納品した後、甲の検査に合格した場合に限り、乙の適法な支払い請求書を甲が受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙が納入すべき契約保証金については、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（著作権）

第6条 この契約に基づいて制作された制作物の著作権はすべて甲に帰属し、乙は、甲の許可なくしてこれを使用してはならない。

（報告等）

第7条 甲は必要とあるときには、乙に対して委託業務の処理状況、その他必要な報告を求め、また、必要な指示をすることができる。

（一括再委託等の禁止）

第8条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(委託業務の変更中止等)

第9条 甲は必要があると認めるときには、委託業務の内容を変更することができる。
この場合において、委託期間、または、委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(乙の履行遅延の場合における違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期日の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。

(契約解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内に契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
- (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (3) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(契約違反に係る損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの契約に違反し甲に著しい損害を与えた場合、この契約の一部または全部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は契約料金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の措置により、乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(個人情報保護)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(天災等による契約不履行)

第14条 乙は、天災等の事故のため契約の履行が出来ない場合には、甲と協議するものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。